



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年6月17日(火) 号外(第4号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	2
訓 令	
○群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令(総務課)	2

■規則

群馬県知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年六月十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十六号

群馬県知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県知事の職務の代理に関する規則(平成十九年群馬県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二順位の項中「宇留賀敬一」を「大塚康裕」に改める。

附則

この規則は、令和七年六月十八日から施行する。

■訓令

群馬県訓令甲第六号

県庁

地域機関

専門機関

群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年六月十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

群馬県副知事の担当事務に関する規程(平成十九年群馬県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表副知事宇留賀敬一の担当事務の項中「宇留賀敬一」を「大塚康裕」に改める。

附則

この訓令は、令和七年六月十八日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
